

# 広報れんけい「住民活動」掲載基準

令和3年4月1日

広報れんけいの「住民活動」コーナーは、相楽東部広域連合の構成町村である笠置町、和束町、南山城村で活動する主に3町村在住・在勤・在学者で構成される住民サークルなどの団体の活動内容の紹介・周知や、サークルが主催するイベント・催しの案内などを掲載するコーナーです。本基準は原稿の応募に当たり、必要な事項を定めるものです。

## 1. 掲載対象

- ・ 募集対象を3町村の住民全体または、3町村いずれかに設定しているもの
- ・ 開催および活動場所が3町村内で、公共性のある場所を使用するもの。ただし、団体の活動内容が登山、ハイキング等、野外で行われるものであるときは、この限りではありません。
- ・ 開催日や募集締切が、広報紙発行日(毎月1日)から2週間以上空いているもの

## 2. 掲載できないもの

- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 政治、宗教活動を目的としたもの
- ・ 営利を目的とするもの(間接的なものを含む)
  - ※講師自身が会費を集めて行うものは営利活動と判断します。
  - ※会費等が同種のものと比較して顕著に高い場合は、営利活動と判断します。
  - ※将来、営利につながる可能性のある教室や講座などは、営利活動と判断します。
- ・ 求人、求職に関する場合
- ・ 個人宣伝、個人活動を目的としたもの
- ・ 同一申込者または同一団体による複数の申込み
- ・ 当連合または3町村が掲載できないと判断したもの。

## 3. 掲載申込の注意点

- ・ 掲載内容に関する責任は申込者に帰属します。
- ・ 同一者または同一団体の掲載は活動内容紹介やイベント・催しなどが年度内4回、前掲載からイベント・催しなどは3か月以上の間隔を必要とします。
- ・ 紙面の都合により希望掲載月以降の掲載になる場合があります。
- ・ 同月号に応募が多数あった場合は、原稿提出が早い団体から掲載するため、希望掲載月に掲載できない場合があります。
- ・ 原稿に画像、写真等がある場合は、Eメールにてデータの提供をお願いします。
- ・ 原稿の文字数は、タイトルを含めて約150～200文字程度です。
- ・ 広報紙に合うように文章や用字・用語等の修正を行う場合があります。
- ・ 行政広報紙の公益性を損なうと判断される場合、掲載をお断りすることがあります。
- ・ 掲載した広報れんけいは相楽東部広域連合ホームページにPDFファイルで公開するほか、3町村のホームページでも公開します。

#### 4. 掲載申込の手続き

- ・掲載を希望する場合は、掲載を希望する広報れんけいの発行前月の5日(土・日曜、祝日の場合は直後の平日)までに、原稿に申込書(相楽東部広域連合ホームページからダウンロードできます。)を添えて直接、または郵送、FAX、Eメールで相楽東部広域連合総務課へ提出してください。

#### 5. 原稿・申込書提出先

郵 送：〒619-1205

京都府相楽郡和束町大字中小字平田23-1 和束町体験交流センター内  
相楽東部広域連合総務課

F A X：0774-78-0121 Eメール：[rengou-soumu@union.sourakutoubu.lg.jp](mailto:rengou-soumu@union.sourakutoubu.lg.jp)

- ・掲載が決定した場合は、当連合から連絡を差し上げますので、申込書に電話番号の記載をお願いします。
- ・掲載記事校正を行うため、別紙申込書に記事送付先のEメールアドレスか、FAX番号の記入をお願いします。なお、当連合に校正等を一任される場合は別紙申込書の「記事校正」の項目で「希望しない」を選択してください。
- ・記載内容などに不備や虚偽のあるものは、受け付けできません。
- ・必要に応じて、予算書や会則、規約、会計報告、会員名簿、活動内容などが分かる資料の提出を求めることがあります。